

第74期
定時株主総会
招集ご通知



開催
日時

2024年3月28日 (木曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

開催
場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階
エミネンスホール

決議
事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

心がひとつ、大きくなる。

株主総会会場が前回の会場から「京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール」へ変更となっております。
ご来場の際は、末尾の「会場のご案内」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

株主総会ご出席者様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

カンロ株式会社

証券コード：2216

ごあいさつ



株主の皆様におかれましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび第74期定時株主総会を2024年3月28日に開催いたしますので、ここに招集通知をお届けいたします。

2023年は、先行きが不透明且つ従来以上のスピードで変化する事業環境の中で、2022年に策定した企業パーパス「Sweeten the Future 心がひとつ、大きくなる。」を軸においた経営を進めてまいりました。「企業パーパスの体現」、「収益力の向上」を経営方針として掲げ、外部環境の変化による生活者の消費行動や価値観の変化などへの対応を進めると同時に、原材料・エネルギー価格高騰の対応として生産効率化・合理化や価格改定を実施いたしました。その結果、2023年の売上高は前期比38億97百万円(15.5%)増収の290億15百万円、利益面も大幅な増益となり過去最高益を達成しました。

国内のキャンディ販売を行っているコア事業において、飴は花粉飛散量の増加、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことでマスクレスでの生活が浸透する中でセルフケア需要の高まりもあり、のど飴の需要が拡大しました。コロナ禍で低迷していたスティック・コンパクトサイズ形態の飴も回復に転じ、飴カテゴリー全体が大きく伸長しています。また、ブランド別では、「ノンシュガーのど飴」シリーズが好調に推移したことに加え、テレビコ

マーシャルを放映した「健康のど飴」も大幅に伸長しました。一方グミは、2021年以降、毎年市場全体が拡大を続け、過去最高の市場規模となる中、テレビコマーシャルを実施したピュレグミが大きく伸長し、2023年もグミ市場の販売金額トップシェアブランド(DATA:インテージSRI+2023年)を維持しました。2023年に10周年を迎え、ウェブコマーシャルを実施したカンデミーナグミも好調に推移したことで売上増加に貢献しました。

主力ブランド以外でも、次世代向け商品の開発を積極的に進め、キャンディ未購入層の購入金額を伸ばすことで市場全体の活性化を進めました。飴離れが見られるZ世代へのアプローチとして、現役高校生を共創パートナーとして迎え入れた「Z世代 飴の原体験共創プロジェクト」を通じて“透明なハートで生きたい”の開発を行い、Z世代を中心に高い評価を得ることもできました。

グローバル事業においては、2022年よりテスト販売を行っていた中国オリジナルのノンシュガー商品である「0糖1刻」の本格販売を開始するとともに、中国SNSアカウント運用開始や展示会への出展などで中国におけるブランディングを強化しました。

デジタルコマース事業では、ヒトツブカンロの「グミツェル」などをはじめ、KanroPOCKeTオンラインショップ限定商品の販売も好調に推移しております。今後も、リアルとデジタルの両面でお客様と直接つながり、顧客理解を深めていきます。

フューチャーデザイン事業では、カンロ飴やピュレグミの廃棄包材をバッグなどのアップルサイクル雑貨に生まれ変わらせ、クラウドファンディングプロジェクトを実施したところ、非常に好評な結果を得ることができました。

2024年は「中期経営計画2024」の最終年度となります。当計画で掲げている「人と社会の持続可能な未来に貢献するパーパスドリブン企業」を目指し、厳しい外部環境を乗り越え、市場・事業環境の変化へ柔軟に対応し、継続的な成長のために原価低減と収益力向上を追求していきます。経営方針のキーワードに「ブランド基軸経営と

顧客起点」、「サステナビリティ推進」、「経営基盤強化」を掲げ、「ブランド基軸経営と顧客起点」では、非常に好調なキャンディ市場のニーズに対応すべく「生産体制の強化」を人材、設備の両面で進めるとともに、顧客起点を強化することで「事業領域の拡大」を目指します。

「サステナビリティ推進」では、2022年よりサステナビリティ委員会を設置して推進してまいりましたが、組織体制を再編し、取り組みをより強化してまいります。

「経営基盤強化」では、最重要課題として認識している「人的資本の高度化」への取り組みのほか、「DX推進」や「コーポレート・ガバナンス体制の強化」などに取り組んでまいります。

企業パーパスの下、価値ある商品・サービスを提供することで、これからもステークホルダーの皆さまに応援していただけるよう、一つひとつ施策を実行、積み重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年3月

代表取締役社長 村田 哲也

● 企業理念体系



ステートメント

私たちカンロのパーパスは、
“Sweeten the Future”
心がひとつぶ、大きくなる。

私たちがつくる「ひとつぶ」は、口の中で溶けて消えてしまうもの。
けれどそれを口に入れている間、人はホッとしたり、キュンとしたり、
誰かを許せたり、ときには鼻歌が生まれたり。
心が少し大きくなっている。

糖の力を引き出す事に挑み続けてきた私たちは、
その中で培った技術をさらに進化させることで、
「心がひとつぶ大きくなる」瞬間を積み重ねて
人と社会の持続可能な未来に貢献します。

証券コード：2216
2024年3月8日
(電子提供措置の開始日2024年3月1日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

カンロ株式会社

代表取締役社長 村田 哲也

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第74期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kanro.co.jp/ir/stock/meeting/#meeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年3月27日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年3月28日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール 会場が前回と異なっておりますので、末尾の「会場のご案内」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。 また、株主総会ご出席者へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
3 会議の 目的事項	報告事項 第74期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容及び 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 取締役の報酬額改定の件 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を除いております。
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・ 計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

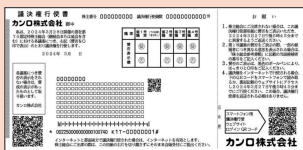
議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットでの行使は次頁へ

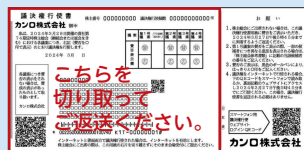
株主総会に当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



株主総会開催日時

2024年3月28日 (木曜日)
午前10時

議決権行使期限

2024年3月27日 (水曜日)
午後5時45分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 御中
株主番号 000000000 議決権行使権限 000000000000#

カノロ株式会社

私は、2024年3月29日開催の貴社第74期定時株主総会（議決権または議案を含む）における各議案について、左記（賛否を○印で記入）のとおりに議決権を行使します。

2024年3月 日

議案	賛	否	賛否	賛否	賛否
議案第1号	○	○	○	○	○
議案第2号	○	○	○	○	○
議案第3号	○	○	○	○	○
議案第4号	○	○	○	○	○
議案第5号	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示されたものとして取り扱われます。

カノロ株式会社

000000000

|||||00740 K1T-0000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

カノロ株式会社

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙を封筒に入れて2024年3月27日午後5時45分までに到着するように返送ください。
- 第1号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき必要な意思表示をされる場合は、(株主総会参考書類)に左記の候補者の番号をご記入ください。
- 賛否の表示は、票の右側バーコードにより、はっきりと印刷して記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、画面記載のウェブサイトからアクセスして2024年3月27日午後5時45分までにご返送ください。この場合、議決権行使権を証明される必要ありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ▶ 全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合 : 「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者の賛否を表示する場合 : 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

インターネット等で議決権を行使される方

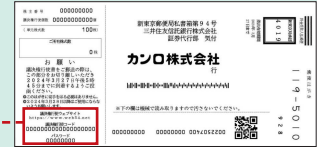
議決権行使ウェブサイトについて



当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日 (水曜日)
午後5時45分まで



議決権行使ウェブサイトの議決権行使コード
及びパスワードは、同封の議決権行使書用紙
の左下に記載されています。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト：<https://www.web54.net>

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

[詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。](#)



議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、2024年3月27日（水曜日）の午後5時45分までに行使されるようお願いいたします。

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
- その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話	0120 (652) 031
受付時間	9:00~21:00

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話	0120 (782) 031
受付時間	土・日・祝日を除く9:00~17:00

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会当日の様様については、インターネットでのライブ配信を予定しております。

なお、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますのであらかじめご了承ください。

公開日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時より

<視聴方法>

配信視聴用QRコード

- パソコンにて視聴される株主様は、下記URLにアクセスしてください。
- タブレット端末またはスマートフォンにて視聴される株主様は、右記QRコードを読み取っていただくか、下記URLにアクセスしてください。
- ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。



URL

<https://2216.ksoukai.jp>

ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

パスワード

郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要） ※

※2023年12月末時点でのご登録住所の郵便番号となります。

<ご視聴にあたってのご注意事項>

- ご使用のパソコン、スマートフォンまたはタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 株主総会のライブ配信は、ご来場いただけない株主様への情報提供を目的としており、**本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません**。あらかじめご了承ください、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- インターネット回線や機材トラブル等によるやむを得ない理由により、配信が中止になる場合がございます。

<ライブ配信に関するお問い合わせについて>

当日は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。

お問い合わせ先：ブイキューブ

受付日時

3月28日（木）9:00から11:00まで

電話番号

03 (6833) 6902

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の再任と2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	取締役在任年数
1	再任	むらた てつや 村田 哲也 (満54歳)	代表取締役社長	100% (14回/14回)	2年
2	再任	あべ かずひろ 阿部 一博 (満55歳)	取締役 常務執行役員	100% (14回/14回)	5年
3	新任	いしかわ かずひろ 石川 和弘 (満58歳)	常務執行役員	—	—
4	再任 社外 独立	よしだ たかのぶ 吉田 孝信 (満67歳)	取締役	100% (14回/14回)	8年
5	再任 社外 独立	ほりえ ひろみ 堀江 裕美 (満67歳)	取締役	100% (14回/14回)	3年
6	再任 社外 独立	いとう よしかず 伊藤 善計 (満64歳)	取締役	100% (10回/10回)	1年
7	新任 社外 独立	おおた ともひさ 太田 智久 (満57歳)	—	—	—

社外 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 太田智久氏は、TCコンサルティング合同会社の代表を兼務しており、過去には、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に勤務しておりました。当社は、両社とシステムコンサルティングに関する取引等を行っていましたが、現在取引は終了しております。
- 3 吉田孝信、堀江裕美、伊藤善計、太田智久の4氏は社外取締役候補者であります。
- 4 吉田孝信、堀江裕美、伊藤善計、太田智久の4氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 5 当社は社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。吉田孝信氏、堀江裕美氏、伊藤善計氏、太田智久氏の選任が承認可決された場合には、当社は4氏との間で、当該契約を締結または継続する予定であります。
- 6 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることになり、また、全ての保険料を当社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

1

むら た てつ や
村田 哲也

再任

生年月日 1969年10月11日生 (満54歳)

取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社株式数 800株



略歴、地位及び担当

1992年 4月	三菱商事株式会社入社	2021年 7月	当社執行役員グローバル事業担当兼 フューチャー事業担当
2011年 7月	株式会社ライフコーポレーション出 向		(6月末日を以って当社社外取締役 を辞任)
2012年 3月	同社執行役員首都圏ストアサポート 本部長	2022年 3月	当社取締役執行役員グローバル事業 本部長兼フューチャーデザイン事業 本部長兼経営企画本部長
2015年 4月	同社上席執行役員首都圏営業本部副 本部長兼首都圏ストア本部長	2023年 1月	当社代表取締役社長CEO兼チー フ・コンプライアンス・オフィサー
2016年 4月	三菱商事株式会社生鮮品本部戦略企 画室長	2024年 1月	当社代表取締役社長CEO兼チー フ・コンプライアンス・オフィサー 兼サステナビリティ委員長 (現在に至る)
2018年 4月	同社生活流通本部食品流通部長		
2019年 3月	当社社外取締役		
2020年 4月	三菱商事株式会社食品流通・物流本 部食品流通部長兼食品流通DX室		
2021年 4月	同社食品流通・物流本部食品流通部 長兼紙・パッケージング部長兼食品 流通DX室		

取締役候補者とした理由

村田哲也氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じた幅広い見識を有しており、現在は当社代表取締役社長CEOを務めております。Kanro Vision 2030の実現に向けて、当社の更なる成長を牽引していただくため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

あ べ か ず ひ ろ
阿部 一博

再任

生年月日 1968年11月20日生 (満55歳)

取締役在任年数 5年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社株式数 -



略歴、地位及び担当

1991年 4月	三菱商事株式会社入社	2016年 6月	三菱商事株式会社監査役室
2001年 5月	英国三菱商事会社出向	2019年 1月	当社常務執行役員CFO財務・経理 本部長
2006年 5月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループ コントロールオフィス	2019年 3月	当社取締役常務執行役員CFO財務・経理本部長 (現在に至る)
2010年12月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社出向		
2013年 6月	三菱商事(広州)有限公司董事		

取締役候補者とした理由

阿部一博氏は、三菱商事株式会社を経て、現在は当社取締役常務執行役員CFO財務・経理本部長を務めており、経営全般及び財務・経理業務に深い知見を有していることから、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

いしかわ かずひろ
石川 和弘

新任

生年月日 1965年 8月26日生 (満58歳)

取締役在任年数 —

取締役会への出席状況 —

所有する当社株式数 18,100株



略歴、地位及び担当

1988年 4月	当社入社	2016年 1月	当社執行役員 S CM推進部担当
2005年 7月	当社広域販売部長	2017年 1月	当社常務執行役員原価低減担当兼 S CM推進部・品質保証部担当
2007年10月	当社営業本部営業部長	2018年 1月	当社常務執行役員営業本部副本部長
2009年 7月	当社開発本部開発企画部長	2021年 1月	当社常務執行役員営業本部長
2011年 1月	当社マーケティング統括本部商品戦 略室長	2022年 1月	当社常務執行役員コア事業本部長 (現在に至る)
2014年 3月	当社執行役員新規事業本部長		
2014年 9月	当社執行役員開発本部長		

取締役候補者とした理由

石川和弘氏は、営業部長、開発企画部長、新規事業本部長、開発本部長等を経て、現在は常務執行役員コア事業本部長を務めており、経営全般及び販売・マーケティングに関する深い知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

よし だ たかのぶ
吉田 孝信

再任 社外 独立

生年月日 1957年2月18日生 (満67歳)

取締役在任年数 8年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社株式数 -



略歴、地位及び担当

1979年4月	プロクター・アンド・ギャンブル・ ジャパン株式会社入社 東京支店長、販売部長等を歴任	2007年1月	日本ヒルズ・コルゲート株式会社営 業担当副社長
1998年7月	ルイヴィトン&モエヘネシーグルー プタグ・ホイヤー・ジャパン株式会 社営業本部長	2012年10月	ダノンジャパン株式会社営業担当副 社長
2001年1月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株 式会社営業担当副社長	2015年6月	吉田C&M株式会社代表取締役 (現在に至る)
		2016年3月	当社社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

吉田C&M株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

吉田孝信氏は、ダノンジャパン株式会社等の営業担当副社長を歴任されており、営業及びマーケティング分野における豊富なビジネス経験を通じた幅広い見識を有しております。客観的・実践的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

ほり え
堀江

ひろ み
裕美

再任 社外 独立

生年月日 1956年6月19日生（満67歳）

取締役在任年数 3年

取締役会への出席状況 100%（14回／14回）

所有する当社株式数 —



略歴、地位及び担当

1987年 5月	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社入社	2016年 5月	株式会社アダストリア社外取締役就任
1992年 1月	同社広報部長		（現在に至る）
1999年12月	同社マーケティング部長	2016年12月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社退社
2005年 3月	同社退社		
2005年 3月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社入社 広報本部長	2017年 3月	Haruka Inc. ブランドコンサルタント代表取締役
2006年12月	同社マーケティング本部長		（現在に至る）
2010年 8月	同社執行役員マーケティング統括、経営会議メンバー	2021年 3月	当社社外取締役
			（現在に至る）

重要な兼職の状況

Haruka Inc. ブランドコンサルタント代表取締役
株式会社アダストリア社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

堀江裕美氏は、リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社、スターバックス コーヒー ジャパン株式会社にて部門責任者、経営幹部を歴任、その後株式会社アダストリアの社外取締役に就任する傍ら2017年には独立しHaruka Inc.の代表を務めるなど、その豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しております。客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけることを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

いとう
伊藤よしかず
善計

再任

社外

独立

生年月日

1960年3月19日生（満64歳）

取締役在任年数

1年

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

所有する当社株式数

—



略歴、地位及び担当

1983年4月	味の素株式会社入社	2020年7月	味の素株式会社アドバイザー
2005年4月	アメリカ味の素株式会社副社長	2021年6月	堺化学工業株式会社社外取締役 （現在に至る）
2008年10月	味の素株式会社生産統括センター長	2022年6月	味の素株式会社退社
2013年7月	同社理事川崎事業所長兼川崎工場長	2023年3月	当社社外取締役 （現在に至る）
2017年7月	クノール食品株式会社代表取締役社長		
2019年4月	味の素食品株式会社専務取締役		

重要な兼職の状況

堺化学工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

伊藤善計氏は、味の素株式会社における生産技術分野の経験と実績を持ち、国内外の生産拠点にて要職を歴任しております。また、グループ食品子会社であるクノール食品株式会社では代表取締役社長、子会社食品メーカーである味の素食品株式会社では専務取締役に就任、現在では堺化学工業株式会社にて社外取締役に務めるなど、豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しております。特にこれまでの経験を活かした生産管理や工場運営、設備導入にあたっての投資判断に関するアドバイス等、客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけることを期待し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

おお た とも ひ さ
太田 智久

新任 社外 独立

生年月日 1967年 1月20日生 (満57歳)

取締役在任年数 —

取締役会への出席状況 —

所有する当社株式数 —



略歴、地位及び担当

1991年 4月	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社入社	2022年 3月	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社退社
2006年 4月	同社法人戦略部アカウントマネージャー	2022年 4月	TCコンサルティング合同会社代表 (現在に至る)
2021年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループIT・システム企画部参事役	2022年 4月	株式会社システムインテグレータ執行役員
2021年 4月	株式会社みずほ銀行法人業務部参事役	2023年 3月	同社執行役員事業戦略本部長
		2024年 2月	同社退社

重要な兼職の状況

TCコンサルティング合同会社代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

太田智久氏は、システム設計・開発、新規ソリューション開発等のITに関連する実務経験をもとに、DXコンサルティング事業の創出、IT業界における様々な活動を行う等、豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しております。これまでの経験を活かし、客観的な見地から、当社の経営に有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

現在就任している監査役4名のうち1名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案が承認可決された場合、監査役は4名になります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

やまもと	ひさお	
山本	寿男	新任
生年月日	1967年9月30日生（満56歳）	
監査役在任年数	—	
監査役会への出席状況	—	
所有する当社株式数	4,500株	



略歴及び地位

1990年4月	当社入社	2019年1月	当社執行役員マーケティング本部長
2007年7月	当社生産本部生産部長	2022年1月	当社執行役員SCM本部長兼原価低減戦略担当
2011年4月	当社ひかり工場長	2024年1月	当社執行役員原価低減戦略担当 (現在に至る)
2016年1月	当社執行役員生産本部長		
2018年1月	当社執行役員開発本部長		

監査役候補者とした理由

山本寿男氏は、生産本部長、マーケティング本部長、SCM本部長等の経験を通じて、経営全般及び会社業務に関する豊富な知見を有しており、当社の監査を行ううえで同氏の知見が有益であると判断したため、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 当社は監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。山本寿男氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- 3 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることになり、また、全ての保険料を当社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、山本寿男氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

1. 改定の理由

当社の取締役の報酬額は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において年額200百万円以内、うち社外取締役の報酬額は、2021年3月26日開催の第71期定時株主総会において年額24百万円以内にご承認をいただいております。第1号議案「取締役7名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、社外取締役が1名増員となること、また社会的要請がますます高まる中で、今後も客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただける人材を確保し続けるためにも、社外取締役の報酬額のみを年額35百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額は、現在の年額200百万円以内から変更ございません。

現在の取締役の人数は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

2. 社外取締役の報酬額改定を相当とする理由

当社は、取締役の報酬に関する方針として透明性と客観性を謳っており、コーポレートガバナンス・内部統制の実効性、経営の監督と執行の分離による健全な経営の実現が今後ますます不可欠となってくることから、社外取締役の果たす役割は大変重要であると認識しております。そこでこの度、社外取締役を3名から4名に増員し、更なる経営体制の強化を図ってまいりたく、第1号議案においてご承認をお願いするものであります。

上記のとおり、本議案は事業報告に記載しております取締役の報酬に関する方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます羽田英之氏に対し、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

当社は、役員退職慰労金制度を2017年3月をもって廃止しておりますが、この度は制度廃止前の取締役在任期間に於じて、この在任中の功労に報いるため、当社の定めていた基準に従い、計上された退職慰労引当金に基づいて贈呈するものでございます。

なお、具体的な金額、贈呈の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当時の当社役員退職慰労金基準に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任監査役の贈呈対象期間に関する略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
羽田 英之	2012年3月 当社取締役 2014年3月 当社常務執行役員 (取締役を退任)

<ご参考> 取締役・監査役のスキル・マトリックス

当社の取締役会は、事業に伴う知識、経験、能力のバランスに配慮しつつ、マーケティング・ブランディングや研究・製造の豊富な経験を有する社外取締役を加え、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

また、各取締役等の知識、経験に加え、Kanro Vision 2030に掲げる事業領域の拡大、ESG経営などの重要な経営戦略に照らし、当社の持続的な発展に必要な項目を加え、8つの分野を特定しております。

なお、このスキル・マトリックスは、外部環境や当社の状況を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

【第1・2号議案が承認された場合の経営体制】

氏名	地位及び担当	独立性	当社が期待する分野								
			企業経営	財務・会計	ガバナンス	研究・製造	マーケティング	グローバル	デジタル	サステナビリティ	
村田 哲也	代表取締役社長 CEO 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 サステナビリティ委員長		○		○			○	○	○	○
阿部 一博	取締役常務執行役員 CFO 財務・経理本部長		○	○	○				○		○
石川 和弘	取締役常務執行役員 コア事業本部長		○		○			○	○		○
吉田 孝信	社外取締役	○	○		○			○	○	○	○
堀江 裕美	社外取締役	○	○		○			○	○	○	○
伊藤 善計	社外取締役	○	○		○	○		○			○
太田 智久	社外取締役	○	○		○			○		○	○
山本 寿男	常勤監査役		○		○	○		○	○		○
木村 敦彦	常勤監査役 (社外監査役)	○	○		○				○		○
花野 信子	社外監査役	○			○						○
松原 良司	社外監査役		○	○	○						○

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

【当社が期待する分野 詳細】

企業経営	企業経営経験の有無
財務・会計	財務・会計分野における知見
ガバナンス	法律、コンプライアンス等の知識、経験
研究・製造	製造業における研究開発、製造、品質に関する知識、経験

マーケティング	製造販売業における営業、ブランディングの知識、経験
グローバル	海外事業、海外取引、海外赴任等の経験
デジタル	IT戦略、デジタル戦略に関する知識、経験
サステナビリティ	サステナビリティに資する取組みの経験や知識

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを背景に、人流の拡大やインバウンド需要の増加等により、緩やかに回復しています。また、消費者物価は上昇基調にあるものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな景気回復の継続が期待されています。しかしながら、世界的な金融引締めの影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気下押しリスクとなっており、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の動向など先行きは依然不透明な状態が継続しています。

キャンディ市場におきましては、飴カテゴリーは、人流増加に伴う喫食シーンの拡大下、継続する新型コロナウイルスの感染拡大の影響や花粉飛散量増加、インフルエンザの早期流行によるセルフケアの高まりから、のど飴需要が拡大し、前期を上回りました。また、好調なグミカテゴリーの伸長は継続しており、価格の上昇とも相俟って前期比で大きく増加し、キャンディ市場全体の伸びを牽引しております。

このような事業環境において、当社は企業パーパス「Sweeten the Future 心がひとつぶ、大きくなる。」の下、3ヶ年計画の2年目となる「中期経営計画2024」の3つの事業戦略（「価値創造」・「E S G経営」・「事業領域の拡大」）を着実に推し進めております。上期における需要の急激な増加を受けて、安定供給の観点から3月以降商品アイテムを絞り一部製品につき休売等の対応を実施しておりますが、人員増強を含む生産体制整備の進捗により、グミ・飴共に更なる需要取り込みが可能となり、当期の売上高は、前期比38億97百万円（15.5%）増収の290億15百万円となりました。

飴は、のど飴及びZ世代向け商品を含むファンシーカテゴリーを中心に袋形態が増加すると共に、ウィズコロナへの本格移行に伴いコンパクトサイズ形態・スティック形態の需要も回復し、前期比16億22百万円（12.1%）増収の150億46百万円となりました。製品別では、ノンシュガーのど飴シリーズの「ノンシュガー果実のど飴」、「ノンシュガースーパーメントールのど飴」に加え、価格改定（3月）と共にテレビコマーシャルを実施した「健康のど飴」シリーズが好調に推移しました。主要商品の価格改定（3月）を実施したグミは、発売20周年の昨年に大きく伸長した主カブランド「ピュレグミ」シリーズが、テレビコマーシャルも功を奏し販売増となり、ハード系の「カンデミーナグミ」、直営店舗ヒトツブカンロ・デジタルプラットフォーム「Kanro POCkET」での高付加価値商品「グミツェル」の伸びとも相俟って前期比23億21百万円（21.2%）増収の132億93百万円となりました。素材菓子は、前期比48百万円（6.7%）減収の6億71百万円となりました。なお、商品アイテムの絞り込みは継続する一方で、設備の拡張等、生産体制拡充への取組みを進めております。

利益面では、継続する原材料価格・工場諸経費の上昇に対応し、一部商品の価格改定及び内容量の変更を実施すると共に、販売数量の増加と生産性向上の実現により、売上総利益は前期比20億64百万円（21.3%）増益の117億38百万円となりました。営業利益は、テレビコマーシャル及び各種商品キャンペーンの実施による広告宣伝費の増加、人員増加・業績連動賞与増加・役員退職関連費用等による人件費の増加に加えて、事業領域拡大への施策経費を含む一般費が増加したものの前期比14億55百万円（75.3%）増益の33億88百万円となりました。経常利益は、前期の損害金収入の反動もあり前期比14億31百万円（71.5%）増益の34億32百万円となり、当期純利益は、賃上げ促進税制適用（税額控除）により実効税率が低下し、前期比11億16百万円（82.9%）増益の24億62百万円となりました。

売上高	290億15百万円 (前期比15.5%up)	営業利益	33億88百万円 (前期比75.3%up)
経常利益	34億32百万円 (前期比71.5%up)	当期純利益	24億62百万円 (前期比82.9%up)

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は18億56百万円であります。

主なものは、キャンディ製造設備（ひかり工場2億7百万円、松本工場10億44百万円、朝日工場3億74百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

2022年2月に「中期経営計画2024」を推進するうえでの機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引金融機関5行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

1. 当社の経営方針

当社は2021年に、価値創造、ESG経営、事業領域の拡大を重点戦略とした「Kanro Vision 2030」を定め、自分たちの未来への想いを言語化し、更に2022年に新たな企業理念体系として「Sweeten the Future 心がひとつづ、大きくなる。」を企業パーパスとして策定いたしました。

そのパーパスを起点に、長期ビジョン「Kanro Vision 2030」の実現に向けた1stステップと位置付けた「中期経営計画 2024」の最終年度となる本年度は、中計で目指す姿『人と社会の持続可能な未来に貢献するパーパスドリブン企業』を再確認のうえ、全社一丸で、厳しい外部環境を乗り越え、市場、事業環境の変化へ柔軟に対応し、原価低減と収益力向上を追求してまいります。

2. 今後対処すべき課題

①生産体制の強化

キャンディ市場は、のど飴需要の拡大による飴カテゴリーの販売好調に加え、グミカテゴリーの伸長が継続しており、価格の上昇とも相俟って前年より大きく増加し、市場全体が成長しております。

当社は需要が増加するキャンディ市場に対して、安定供給の観点から2023年は商品ラインナップの絞り込みを実施すると同時に、工場の人員増強を含む生産体制整備や生産設備の拡張を行ってまいりました。

今後もキャンディ市場のトップシェアメーカーとして、市場の成長を牽引すべく、また、お客様のニーズに応えるため、更なる生産体制の拡充に向けた具体的な取組みを検討してまいります。

②事業領域の拡大

コア事業（国内飴・グミ事業）では、当社の商品開発力、ブランド力並びにマーケティング施策が功を奏し、国内キャンディ市場における当社シェアは拡大しておりますが、「Kanro Vision 2030」の達成には、「事業領域の拡大」が不可欠です。

今後、グローバル市場における当社ブランドの認知拡大に向けた多面的なアプローチの検討、ヒトツブカ人口店舗の新規出店による販売拡大、自社デジタルプラットフォーム「Kanro POCKeT」の運用強化など、引き続き事業領域の拡大を推進し、更なる成長を目指してまいります。

③人的資本経営の推進

国内の生産年齢人口が中長期的に減少していく中、当社は全社員一人ひとりが仕事への誇りを持ち、多様な価値観や個性を活かし、会社と共に個人も成長する好循環を生み出していくため、その実現に向けた人事制度改革を随時行ってまいります。

当社の3つの重点戦略である「価値創造」「ESG経営」「事業領域の拡大」と同期した人事戦略を遂行し、当社の成長を支える人財の育成や個々の社員が備え持つ能力を存分に発揮できる魅力ある社内環境への整備を行ってまいります。

④サステナビリティの推進

当社はESG経営の推進を通じて経営基盤の強化を図るため、「サステナビリティ委員会」を2022年に設置し、サステナビリティに関する重要課題の解決に向けた活動に取り組んでまいりましたが、その取り組みを更に前進させるため、2024年1月から推進体制を見直すと共に「サステナビリティ推進部」を新設しました。

社長を委員長とするサステナビリティ委員会の新たな体制は、4つの分科会「糖の価値創造・社会貢献」「事業を通じた環境負荷削減」「食の安全・安心」「人権の尊重・ダイバーシティの推進」から構成、執行役員が各分科会リーダーを担い、全役職員でサステナビリティの推進に取り組んでまいります。

⑤デジタル化への対応

近年ITやデジタル技術が進化する中、当社は全役職員のITリテラシーの向上、業務効率化・生産性向上及び価値創出を目的とする全社横断のDX推進委員会を2024年1月に新設しました。基幹システムの刷新、工場におけるIoT化への投資、RPAツールの活用、デジタルマーケティングの推進などの取り組みを強化し、強固な経営基盤を構築してまいります。

⑥コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、ガバナンス体制の強化を図り、企業価値の更なる向上と持続的な成長を目指しております。危機管理対応としては、各種BCPの整備、サイバーセキュリティ対策の強化に取り組むと共に、危機管理マニュアル及び危機管理広報マニュアルを2023年に再整備しました。

コンプライアンスへの対応としては、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を定期的実施しており、また、様々なテーマの社内研修を継続的に実施することで、今後も社員のコンプライアンス意識を醸成してまいります。

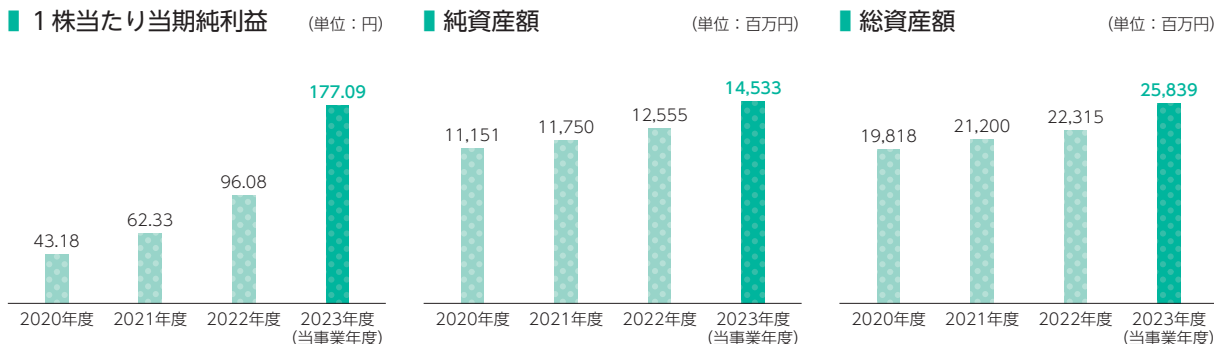
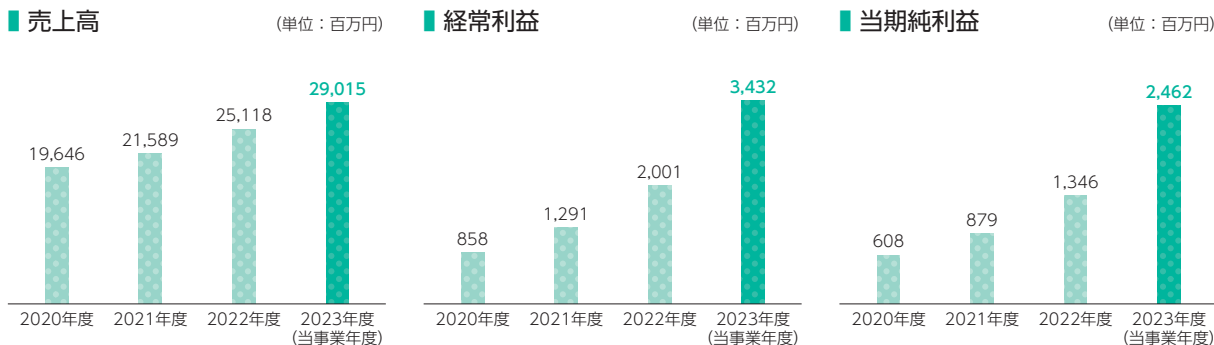
株主各位におかれましても、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当事業年度)
売上高	19,646百万円	21,589百万円	25,118百万円	29,015百万円
経常利益	858百万円	1,291百万円	2,001百万円	3,432百万円
当期純利益	608百万円	879百万円	1,346百万円	2,462百万円
1株当たり当期純利益	43円18銭	62円33銭	96円08銭	177円09銭
純資産額	11,151百万円	11,750百万円	12,555百万円	14,533百万円
総資産額	19,818百万円	21,200百万円	22,315百万円	25,839百万円

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年度の期首から適用しており、2020年度及び2021年度に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2 2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割が2020年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、キャンディを中心とする菓子メーカーとして、「Sweeten the Future 心がひとつづ、大きくなる。」をパーパスとし、優しい未来へリードする素材の力と機能を追求した商品・サービスを実現することを企業理念として、事業を展開しております。

飴 売上高構成比 約**52%**

グミ 売上高構成比 約**46%**

素材菓子 売上高構成比 約**2%**

直営店「ヒトツブカンロ」

2012年より直営店事業を実施。キャンディの新たな魅力を広め、価値を高めていくキャンディショップ「ヒトツブカンロ」を運営しています。

オンラインショップ「KanroPOCKeT」

2021年8月にオープン。ヒトツブカンロ商品をはじめ、EC専用商品やサービスをお客様に直接お届けしていきます。

(8) 主要な営業所及び工場

- | | | | |
|------------|-----|-----------------------|-----|
| ① 本 社 | 東京都 | ⑨ 首都圏東支店 | 東京都 |
| ② ひかり工場 | 山口県 | ⑩ 首都圏西支店 | 東京都 |
| ③ 松本工場 | 長野県 | ⑪ 中部北陸支店 | 愛知県 |
| ④ 朝日工場 | 長野県 | ⑫ 関西支店 | 大阪府 |
| ⑤ R&D豊洲研究所 | 東京都 | ⑬ 中四国支店 | 広島県 |
| ⑥ 広域販売部 | 東京都 | ⑭ 九州支店 | 福岡県 |
| ⑦ 北海道支店 | 北海道 | ⑮ カンロファーム | 埼玉県 |
| ⑧ 東北支店 | 宮城県 | ⑯ ヒトツブカンロ
グランスタ東京店 | 東京都 |



松本工場



ひかり工場



朝日工場



カンロファーム



本社 (東京オペラシティビル37階)



ヒトツブカンロ グランスタ東京店

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
639人	+31人	39.3歳	14.2年

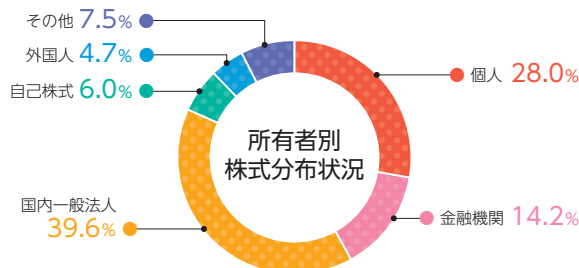
(注) 使用人数には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

金融機関からの借入金はありません。

2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,393,101株
(自己株式数922,503株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 14,327名



(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱商事株式会社	4,253	29.55
株式会社榎本武平商店	901	6.26
カンロ共栄会	842	5.85
株式会社三井住友銀行	692	4.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	571	3.97
東京海上日動火災保険株式会社	350	2.44
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	205	1.42
三井住友信託銀行株式会社	200	1.39
多根 嘉宏	197	1.37
株式会社山口銀行	179	1.25

(注) 持株比率は、自己株式 (922千株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会に基づき、取締役 (社外取締役を除く) に対する株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当事業年度中に退任した取締役1名 (社外取締役を除く) に対し、職務執行の対価として、52,800株交付しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村田 哲也	CEO兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
取締役専務執行役員	水田 豊重	グローバル事業本部長兼マーケティング本部長
取締役常務執行役員	阿部 一博	CFO財務・経理本部長
取締役	吉田 孝信	吉田C&M株式会社代表取締役
取締役	堀江 裕美	Haruka株式会社代表取締役 株式会社アダストリア社外取締役
取締役	伊藤 善計	堺化学工業株式会社社外取締役
常勤監査役	羽田 英之	
常勤監査役	木村 敦彦	
監査役	花野 信子	光和総合法律事務所パートナー弁護士 オルガノ株式会社社外取締役
監査役	松原 良司	三菱商事株式会社コンシューマー産業グループ監査部長

- (注) 1 取締役のうち吉田孝信、堀江裕美、伊藤善計の3氏は、社外取締役であります。
 2 監査役のうち木村敦彦、花野信子、松原良司の3氏は、社外監査役であります。
 3 吉田孝信、堀江裕美、伊藤善計、木村敦彦、花野信子の5氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4 監査役のうち木村敦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5 2023年3月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって三須和泰氏及び光田博充氏は取締役を、高橋一夫氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
 6 三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店であります。
 7 吉田C&M株式会社、Haruka Inc.、株式会社アダストリア、堺化学工業株式会社、光和総合法律事務所及びオルガノ株式会社と当社との間には取引関係はありません。
 8 取締役のうち村田哲也氏は、2024年1月1日付けで、社長CEO兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼サステナビリティ委員長に変更いたしました。
 9 取締役のうち水田豊重氏は、2024年1月1日付けで、専務執行役員グローバル事業本部長兼マーケティング本部長の任を解いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役共に同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員全員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(イ) 決定方針の決定方法

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、決定方針を決議いたしました。

(ロ) 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、当社の持続的かつ発展的な成長による企業価値の向上を図るうえで、役員が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価として機能することを目的としております。

また、取締役の報酬基準及び支給基準は、報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、過半数を独立社外取締役に構成するガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

(ハ) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(a) 社外取締役を除く取締役の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、(i) 基本報酬（月額報酬）、(ii) 短期的なインセンティブとしての会社業績及び個人業績に応じた業績連動報酬（賞与）、(iii) 株式報酬により構成されております。

(i) 基本報酬（月額報酬）

基本報酬は、外部機関の調査結果における他社（製造業）水準を参考として役位別の月額報酬を役員報酬基準に定めており、月額固定報酬として月に1回金銭で支給しております。

(ii) 短期的インセンティブとしての業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、事業年度の業績目標達成の短期的なインセンティブとして会社業績に連動し、かつ役に求められる役割、責任及び成果の個人業績に応じて年に1回金銭で支給されます。会社業績は、年度決算の主要な指標である経常利益を評価指標としております。

個人別の支給額は、

- ・ 経常利益金額のレンジ毎に定められた役位別の賞与金額（会社業績に基づき支給）
- ・ 経常利益金額のレンジ毎に定められた評価原資の配分額（個人業績評価に基づき配分）

により構成されています。個人別支給額のうち、評価原資の配分は、個人業績の評価に基づき代表取締役社長が決定しておりますが、評価原資の配分に係る代表取締役社長の権限が適切に行使されていることを担保するため、事前にガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

賞与と支給基準は、経常利益に比例して業績連動報酬の現金報酬総額に占める割合が高くなるように定められております。ただし、経常利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬（賞与）は支給されません。

(iii) 株式報酬

当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬制度の導入を決議いたしました。株式報酬は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、役位及び在任期間に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付します。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(b) 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び賞与により構成されております。賞与はその役割から固定としております。ただし、経常利益が300百万円未満の場合、賞与は支給されません。

(二) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限

(a) 取締役会：

- ・役員報酬規程、役員報酬基準、役員賞与支給基準の決定。
- ・役員報酬基準等に基づき支給される旨の報告を受ける。
- ・ガバナンス委員会より答申された賞与支給総額の決定。

(b) ガバナンス委員会：

- ・役員報酬規程、役員報酬基準、役員賞与支給基準の審議及び取締役会への答申。
- ・役員報酬基準等に基づき支給されることを確認する。
- ・代表取締役社長による取締役（社外取締役を除く）の個人業績評価及び評価原資配分の審議。

(c) 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及びガバナンス委員会の活動

基本報酬（月額報酬）については、取締役会で定められた役員報酬基準に役位別の月額報酬が定められているため、毎年3月のガバナンス委員会において役員報酬基準に基づき支給されることを確認し、同月の取締役会にてその旨が報告されております。業績連動報酬（賞与）については、毎年2月のガバナンス委員会において代表取締役社長による取締役（社外取締役を除く）の個人業績評価及び評価原資配分の審議がなされ、同月の取締役会にて当該審議内容を答申し、その支給が決議されております。

(ホ) 取締役の個人の報酬等における上記 (i) (ii) (iii) の割合の決定方針

項目	概要	支給または交付の時期	ガバナンス委員会の関与
基本報酬	役員報酬基準に定められた役位別の月額報酬を月額固定報酬として支給する	毎月1回	・役員報酬規程、役員報酬基準の審査及び取締役会への答申 ・基本報酬が役員報酬基準に基づき支給されることの確認
業績連動報酬 (賞与)	・役員賞与支給基準に定められた経常利益金額のレンジ毎の役位別の賞与金額を支給する。 ・役員賞与支給基準に定められた経常利益金額のレンジ毎の評価原資を、個人業績の評価に基づき、代表取締役社長が配分し支給する。	年1回 (3月)	・役員賞与支給基準の審査及び取締役会への答申 ・代表取締役社長による取締役の個人業績評価及び評価原資配分の審議
株式報酬	役位及び在籍期間に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、取締役等に対して交付する。	取締役等の退任時 (原則)	制度改定時等必要に応じた審議、取締役会への答申

項目	構成比 (モデル)			割合の決定方針
	10億円以上 18億円未満	18億円以上 26億円未満	26億円以上	
経常利益				
基本報酬	63%~65%	57%~60%	54%	役位別の月額報酬を役員報酬基準として定めており、その割合は業績連動報酬の割合に合わせ、約55%~70%程度で変動します。
業績連動報酬 (賞与)	21%~24%	28%~31%	35%	全体の報酬に占める業績連動報酬の割合は、経常利益に比例して高くなるように定めており、経常利益10億円以上で約20%~35%程度で変動します。
株式報酬	13%~14%	12%	11%	役位に応じて付与されるポイントが定められており、その割合は金額に換算し約10%~15%程度です。
合計	100%	100%	100%	

(ハ) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長村田哲也に委任しております。委任の理由は、会社全体の業績を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、代表取締役社長は、取締役の報酬決定について、透明性及び公正性を確保する観点から、事前に過半数を独立社外取締役で構成するガバナンス委員会に諮り、委員会からの答申を踏まえてこれを決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象となる 役員の員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
	人	千円	千円	千円	千円
取締役	8	176,833	109,500	52,300	15,033
(うち社外取締役)	(4)	(19,500)	(18,000)	(1,500)	(-)
監査役	5	50,100	45,600	4,500	-
(うち社外監査役)	(4)	(27,700)	(25,200)	(2,500)	(-)
計	13	226,933	155,100	56,800	15,033
(うち社外役員)	(8)	(47,200)	(43,200)	(4,000)	(-)

(注) 1 業績連動報酬として取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は決算における主要な指標であるためであります。業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標に関する実績は、「1. 会社の現況に関する事項(5)財産及び損益の状況」に記載のとおりであり、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

2 当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬制度の導入を決議いたしました。

3 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役は年額180百万円以内）と決議されており、当該決議時の社外取締役を除く取締役の員数は4名、社外取締役の員数は3名です。なお、社外取締役の報酬については、2021年3月26日開催の第71期定時株主総会において年額24百万円以内に改定・決議されております。また、当該決議においては、社外取締役の報酬額のみが改定され、取締役の報酬限度額（年額200百万円以内）は変更ありません。当該決議時の社外取締役を除く取締役の員数は3名、社外取締役の員数は4名です。

4 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において年額65百万円以内と決議されております。当該決議時の監査役の員数は4名です。

5 上記3の取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度を導入しております。当該制度において拠出する金員の上限は、5年間で160百万円以内と決議されております。当該決議時の支給対象となる取締役の員数は4名です。

6 当社は、非金銭報酬として株式報酬を交付しており、役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

7 上記報酬等の額のほか、2023年3月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対して、役員退職慰労金として次の金額を支給しております。

取締役 2名 5,700千円（うち社外取締役 1名 200千円）

なお、この金額は過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	吉田 孝信	取締役会 100% (14回中14回) ガバナンス委員会 100% (12回中12回)	営業・マーケティング分野における豊富な知見をもって意見を述べるなど、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、取締役等の指名や報酬決定における透明性や客観性向上を目的として設置したガバナンス委員会の委員長を務めております。
社外取締役	堀江 裕美	取締役会 100% (14回中14回) ガバナンス委員会 100% (12回中12回)	豊富なビジネス経験をもって意見を述べるなど、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、取締役等の指名や報酬決定における透明性や客観性向上を目的として設置したガバナンス委員会の委員を務めております。
社外取締役	伊藤 善計	取締役会 100% (10回中10回)	生産技術分野における豊富な知見をもって意見を述べるなど、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。
社外監査役	木村 敦彦	取締役会 100% (10回中10回) 監査役会 100% (10回中10回)	公認会計士有資格者としての財務及び会計部門に関する豊富な知見をもって、取締役会や監査役会において有益な意見を述べております。
社外監査役	花野 信子	取締役会 100% (14回中14回) 監査役会 100% (14回中14回)	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験をもって、取締役会や監査役会において有益な意見を述べております。
社外監査役	松原 良司	取締役会 100% (14回中14回) 監査役会 100% (14回中14回)	豊富なビジネス経験をもって、取締役会や監査役会において有益な意見を述べております。

(注) 社外取締役伊藤善計氏、社外監査役木村敦彦氏は、2023年3月28日就任後の状況を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,050千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,050千円

(注) 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、及び監査項目別監査時間や監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績状況を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬額等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「気候関連財務情報開示に関する指導・助言業務」についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

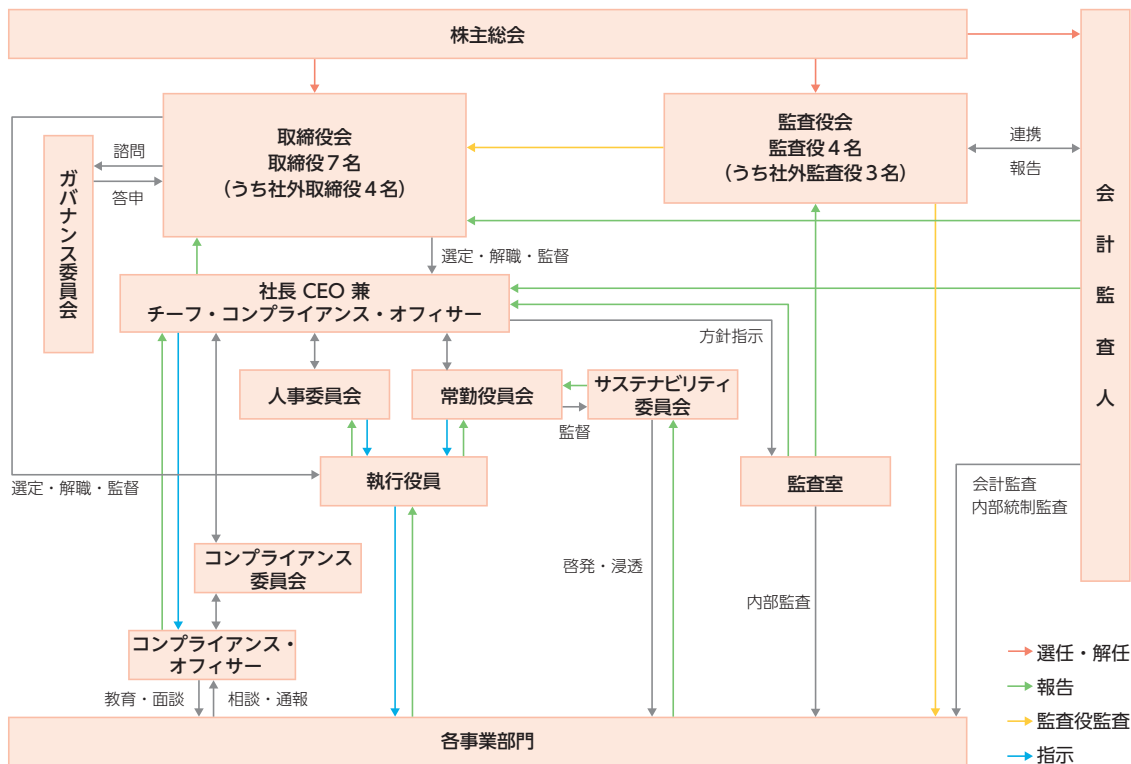
6 内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

① 基本的な考え方

当社では、経営の透明性と健全性の確保、及び効率性の向上を基本方針として、取締役会及び監査役会の機能強化、法令違反行為の未然防止機能強化、ディスクロージャー、株主への説明義務が重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでおります。この実現のため、当社は監査役会設置会社の形態を採用し、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化すると共に、執行役員制度を導入し、取締役会の決議によって選任された執行役員10名が、各本部間の情報及び業務計画や施策等の立案・進捗管理を共有化し、迅速な業務執行を図っております。

② コーポレート・ガバナンス体制図



* 本総会の決議事項第1・2号議案をご承認いただいた場合の人数を記載しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制については、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、適宜見直しを行っております。直近では2024年2月8日開催の取締役会にて同基本方針の見直しを行い、決議しております。その概要は以下のとおりとなります。

① 取締役、執行役員及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全役職員の行動規範として「企業理念体系」及び「企業行動憲章・企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当たる。
- ・反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。
- ・コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会の設置、各本部・事業所等を担当するコンプライアンス・オフィサーを中心とした全役職員への教育実施等により法令等遵守の徹底を図る。
- ・取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議したうえで意思決定を行う一方、業務執行する取締役及び執行役員からは、その執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、業務執行の適正性を管理監督する。更に、取締役等の指名・報酬などの検討にあたり、透明性・公正性を確保できるよう、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- ・外部視点と様々な知見を有する社外取締役・社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）による客観的な立場からの意見・助言を得て、業務執行する取締役及び執行役員による業務執行に対する監督機能の強化を図る。
- ・取締役及び執行役員の日常の業務執行に関しては、常勤取締役及び執行役員を中心に構成される常勤役員会（以下「役員会」という。）を月1回以上開催して意思疎通を図ると共に社外役員にも電子メール等により迅速に情報を共有し、積極的に意見を交換しながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。
- ・監査役は、取締役会及び役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人の業務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ・監査役会は、会計監査人より取締役、執行役員及び使用人の業務執行に関する不正行為または法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言または勧告等の必要な処置を講ずる。
- ・内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の業務執行状況を把握し、その改善を図る。
- ・法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を「経理規程」等で定め周知のうえ運用の徹底を図り、財務報告に関する体制整備と財務情報の適正かつ適時の開示を確保する。

② 取締役及び執行役員の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び執行役員の業務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書（電磁的記録を含む）を作成し、保存管理する。
- ・監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部門を通じてこれに応ずる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画部を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的を実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的を実施して経営企画部に報告する。
経営企画部は全社及び各部門に関わる重要なリスクと、リスクが顕在化する可能性や顕在化した場合の影響等を含めた対応策を取り纏めて役員会に報告する。役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて、リスクの解消・改善を行う新たな処置を取る。
- ・新たにリスク管理面で問題が発生若しくは発生が予想される場合は、その都度経営企画部より役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当本部長より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに役員会に報告する。
また、重大事故発生や大規模自然災害・ウイルス感染症等に対応するために、災害対応マニュアルや事業継続計画（BCP）を策定する。重大な危機発生時には、リスク管理基本規程に基づき対応する。
- ・各工場においては、食品安全マネジメント充実のため、国際的に定められた基準であるFSSC22000の認証を受け、品質管理の更なる向上に積極的に取り組む。

④ 取締役及び執行役員の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の業務執行に関しては役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。
- ・取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。
- ・取締役会は、業務執行取締役の担当業務及び執行役員へ委任する業務執行分野をそれぞれ決定し、業務執行は当該分掌に基づき行われる。取締役は、業務執行の進捗状況等を役員会及び取締役会で報告する。執行役員は、代表取締役、役員会及び取締役会に対して適宜適切に担当分野の業務執行状況を報告する。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する項目並びに指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（監査役補助者）として適切な人材を配置する。その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役と事前に協議する。また、監査役の指示に基づく監査役補助者の調査や情報収集に対して、会社各部門は協力する。

⑥ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び執行役員は、業務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び役員会に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。
- ・取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役及び執行役員の業務執行に関して不正行為または法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。
- ・法令違反等の内部通報があった場合、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会は「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、通報の状況と処置結果を監査役に報告する。
- ・内部通報制度に基づく通報または監査役に対する業務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報者または報告者に対して不利な取扱いを行わない。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会社各部門・会計監査人等との意思疎通を図り、情報収集や調整を行い、会社各部門はこれに協力する。
- ・監査役会の職務の執行に必要な経費は、会社が負担する。

(3) 内部統制の基本方針及び内部統制システムに関する基本方針の運用状況について

① 内部統制全般

当社は、内部統制を有効に機能させるために、各種基本方針を制定し、整備、運用状況について取締役会を通じて確認しており、その内容は社内電子掲示板に掲示すると共に、内部統制システムに関する基本方針に関しては改定の都度、当社ホームページでも開示し、社内外に広く告知しております。当社は今後も継続的に内部統制システムの改善を図ると共に、その充実・強化にも取り組んでまいります。

② コンプライアンス

当社は、取締役会の決議をもって設置されたチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を年2回定期的に開催し、コンプライアンスに関する基本方針、体制及び規程の改廃並びに教育計画等について審議、討議しています。また、コンプライアンスに関する各種社内研修を継続的に実施しており、当期は工場従業員に対するリモートによりコンプライアンス研修、工場従業員及び営業担当従業員に対する交通安全研修、本店等PC使用者に対するeラーニングによるコンプライアンス研修、新任管理職に対するハラスメント研修、各本部・事業所等を担当するコンプライアンス・オフィサーに対する研修を実施すると共に、各コンプライアンス・オフィサーによる各職場での教育実施を通じて、コンプライアンス遵守に対し、社員の理解促進に取り組んでいます。

③ リスク管理体制

当社は、経営に影響を及ぼす重要なリスクについて、定期的に「既に認識しているリスク」の見直しを図ると共に「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗い出しを実施し、当該リスクに関し取締役会にて検討、適宜対応策を講じております。具体的には、火災や労働災害等の重大事故発生や大規模自然災害、ウイルス感染症等に対応するBCP（事業継続計画）の整備等マニュアルの見直しを図ると共に、従業員への教育・訓練も継続的に実施しております。当期は危機管理マニュアル及び危機管理広報マニュアルを策定し、災害対応、品質事故対応、サイバー事故対応など当社における危機発生時の全社的な行動かつ対応に関するフローを整理いたしました。

④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会や役員会、及び重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するためコンプライアンス委員会、人事委員会等重要な会議に出席して意見を述べるほか、代表取締役との定期的な会合や社外役員との意見交換、また会計監査人、取締役・執行役員及び従業員等の随時必要な協力を得て意思疎通を図るなどして、情報収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。

監査役は会計監査人と四半期決算時の定例会を持つほか、内部監査部門とは原則隔週での定例会を開催し、三様監査の強化を図っています。なお、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担しています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合などは、担当部門の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告する体制としています。また、監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことはないことを周知徹底しています。監査役の監督の実効性を高めるため、監査役の職務遂行を補助する監査役補助者を置き、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ① 株主の皆様への利益還元は重要な政策であり、「中期経営計画2024」においては、2024年度までに配当性向を40%迄に段階的に引き上げる株主還元の拡充を定めております。
当期の期末配当金につきましては、1株につき38円としております。2023年6月30日を基準日として1株につき20円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、中間配当金20円と期末配当金38円を合わせた1株当たり58円、配当性向は32.8%となります。
- ② 内部留保につきましては、「Kanro Vision 2030」の実現に向けた成長投資に活用し、人的資本への投資を含む経営基盤の強化を図るために有効活用してまいります。
- ③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

1株当たり配当金

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当事業年度)
中間配当金	7円50銭	7円50銭	12円50銭	20円00銭
期末配当金	8円50銭	12円50銭	19円00銭	38円00銭

(注) 2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割が2020年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり配当金を算定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額の数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,936,325	流動負債	8,631,655
現金及び預金	3,821,803	買掛金	2,729,338
売掛金	8,558,076	リース債務	48,177
商品及び製品	959,854	未払金	1,123,393
仕掛品	33,684	未払費用	2,438,952
原材料及び貯蔵品	374,154	未払法人税等	803,236
前払費用	168,807	未払消費税等	106,106
短期貸付金	1,050	預り金	123,671
未収入金	18,116	賞与引当金	1,022,376
その他	778	役員賞与引当金	165,500
固定資産	11,902,919	その他	70,903
有形固定資産	9,742,515	固定負債	2,673,688
建物	3,260,224	リース債務	115,579
構築物	308,981	退職給付引当金	2,291,931
機械及び装置	3,799,259	役員株式給付引当金	205,534
車両運搬具	9,213	その他	60,643
工具、器具及び備品	325,968	負債合計	11,305,344
土地	1,497,829	純資産の部	
リース資産	148,869	株主資本	14,446,167
建設仮勘定	392,169	資本金	2,864,249
無形固定資産	375,009	資本剰余金	2,577,892
商標権	12,624	資本準備金	2,141,805
ソフトウェア	347,583	その他資本剰余金	436,087
電話加入権	10,411	利益剰余金	9,845,310
施設利用権	4,389	利益準備金	298,600
投資その他の資産	1,785,394	その他利益剰余金	9,546,710
投資有価証券	226,856	固定資産圧縮積立金	136,072
出資金	10	別途積立金	6,320,000
従業員長期貸付金	910	繰越利益剰余金	3,090,637
長期前払費用	16,786	自己株式	△841,285
差入保証金	399,791	評価・換算差額等	87,733
入会保証金	15,088	その他有価証券評価差額金	87,723
繰延税金資産	1,125,951	繰延ヘッジ損益	9
資産合計	25,839,244	純資産合計	14,533,900
		負債純資産合計	25,839,244

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,015,855
売上原価	17,277,374
売上総利益	11,738,480
販売費及び一般管理費	8,349,669
営業利益	3,388,810
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,554
損害金収入	6,168
売電収入	11,294
受取ロイヤリティ	12,394
その他の	15,932
	52,343
営業外費用	
支払利息	1,811
売電費用	5,537
その他の	1,017
	8,366
経常利益	3,432,788
特別損失	
固定資産売却損	224
固定資産除却損	14,920
減損損失	32,317
投資有価証券評価損	222
会員権売却損	200
	47,885
税引前当期純利益	3,384,903
法人税、住民税及び事業税	1,003,755
法人税等調整額	△81,384
当期純利益	922,370
	2,462,532

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 金	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,864,249	2,141,805	436,087	2,577,892
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	2,864,249	2,141,805	436,087	2,577,892

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利益剰余金			利 益 剰 余 金 計
		その他利益剰余金			
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	298,600	148,184	5,820,000	1,677,329	7,944,113
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△12,111		12,111	-
剰余金の配当				△561,335	△561,335
別途積立金の積立			500,000	△500,000	-
当期純利益				2,462,532	2,462,532
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△12,111	500,000	1,413,308	1,901,196
当 期 末 残 高	298,600	136,072	6,320,000	3,090,637	9,845,310

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△883,467	12,502,789	52,085	148	52,234	12,555,023
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△561,335				△561,335
別途積立金の積立		－				－
当 期 純 利 益		2,462,532				2,462,532
自己株式の取得	△259	△259				△259
自己株式の処分	42,440	42,440				42,440
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			35,637	△139	35,498	35,498
当 期 変 動 額 合 計	42,181	1,943,378	35,637	△139	35,498	1,978,876
当 期 末 残 高	△841,285	14,446,167	87,723	9	87,733	14,533,900

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品、仕掛品

総平均法

②原材料及び貯蔵品

移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員及び執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当り、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に飴・グミ・素材菓子の製造、仕入及び販売を行っております。顧客との販売契約において、製品及び商品を引渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品及び商品の引渡時であります。ただし、直営店舗での販売を除く国内取引については、製品及び商品の出荷時から支配が顧客に移転する時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷予定日に収益を認識しております。また、輸取出引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約における対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で算定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替リスク管理規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

未払リベートの見積り計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
未払費用608,492千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、卸売業者や小売業者といった流通業者との契約に基づき、リベートを計算し、これを流通業者へ支払います。当社は、事業年度末日において、支払義務は確定しているもののその金額が未確定であるリベートにつき、見積計上を行っておりますが、リベートには複数の契約条件が存在するため、事業年度末において未払リベートの精緻な見積りを行うことは困難です。未払リベートの見積りは、過年度の趨勢を反映した計算式を基礎とし、当事業年度に固有の契約条件等を加味する方法によっております。実際の発生金額と見積り金額とが著しく乖離した場合、当事業年度及び翌事業年度の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(取締役等に対する株式報酬制度)

当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役位等一定の基準に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付する制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時（取締役等の退任後、監査役に就任した場合は監査役退任時）です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は378,592千円、株式数は471,000株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,424,148千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,396,096千円
短期金銭債務	176,787千円
3. コミットメントライン契約	
<p>当社は、「中期経営計画2024」を推進するうえでの機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引金融機関5行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。</p>	
コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	2,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売 上 高	27,385,739千円
仕 入 高	161,432千円
販売費及び一般管理費	49,195千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
ひかり工場 (山口県光市)	遊休資産	建物、機械及び装置
松本工場 (長野県松本市)	遊休資産	建物、機械及び装置
朝日工場 (長野県朝日村)	遊休資産	建物、機械及び装置
本社 (東京都新宿区)	処分予定資産	建設仮勘定

当社は、キャッシュ・フローを生成している最小単位である当社の資産全体でグルーピングしております。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしております。

上記資産グループのうち、遊休資産については、将来の具体的使用計画がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失（25,326千円）に計上しております。その内訳は、建物13,787千円、機械及び装置11,538千円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、他の転用や売却が困難なことから備忘価額1円としております。

また、上記資産グループのうち、処分予定資産については、将来の使用見込みがないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失（6,990千円）に計上しております。その内訳は、建設仮勘定6,990千円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、他の転用や売却が困難なことから備忘価額1円としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,315,604株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,393,503株

(注) 普通株式の自己株式の当事業年度末の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する株式471,000株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月7日 取締役会	普通株式	273,471	19.00	2022年12月31日	2023年3月10日
2023年7月27日 取締役会	普通株式	287,864	20.00	2023年6月30日	2023年8月25日
計		561,335			

(注) 1 2023年2月7日取締役会決議による1株当たりの配当額には、110周年記念配当5.00円が含まれております。

2 2023年2月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式に対する配当金9,952千円が含まれております。

3 2023年7月27日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式に対する配当金9,420千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	546,937	38.00	2023年 12月31日	2024年 3月11日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式に対する配当金17,898千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、製造販売事業を行うための運転資金計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については短期的な預金に限定しております。デリバティブ取引は、為替相場の変動に対するリスクの回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建取引にかかる為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、全取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っており、また、月次の為替予約残高等の取引実績を、常勤役員会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	221,522	221,522	—
資産計	221,522	221,522	—
デリバティブ取引	13	13	—
デリバティブ取引計	13	13	—

- （注） 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。
- 3 非上場株式（貸借対照表計上額5,333千円）は、市場価格がないため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	221,522	—	—	221,522
資産計	221,522	—	—	221,522
デリバティブ取引				
通貨関連	—	13	—	13
デリバティブ取引計	—	13	—	13

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	三菱商事(株)	被所有 直接 29.61 間接 0.00	当社製品の販売総代理店	製品の販売	27,385,739	売掛金	8,396,096
				原材料の購入	161,432	買掛金	39,962

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 三菱商事(株)を当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
- (2) 原材料の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	三菱商事ライフサイエンス(株)	被所有 直接 0.00	三菱商事ライフサイエンス(株)の製品購入	原材料の購入	865,591	買掛金	312,217

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 原材料の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

	売上高 (千円)
飴	15,046,773
グミ	13,293,746
素材菓子	671,082
その他	4,251
顧客との契約から生じる収益	29,015,855
外部顧客への売上高	29,015,855

(注)「その他」は、食品以外の雑貨類であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,043円94銭
2. 1株当たり当期純利益 177円09銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、471千株、期中平均株式数は、487千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 勝啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カンロ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

カンロ株式会社 監査役会

常勤監査役	羽田英之 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	木村敦彦 ㊟
社外監査役	花野信子 ㊟
社外監査役	松原良司 ㊟

以上

共同開発商品など、Z世代への取組み強化

「Z世代 飴の原体験共創プロジェクト」でのZ世代との共同開発商品「透明なハートで生きたい」をはじめ、「コスメなのどあめ」や「空色ラムネ」などZ世代ターゲットの商品でキャンディユーザーを拡大。



透明なハートで生きたい



コスメなのどあめ



空色ラムネ

廃棄包材を活用したアップサイクル雑貨の販売開始

株式会社ペーパーパレードと共創し、カンロ飴とピュレグミグレープの廃棄包材を活用したペンケースやサコッシュ、バッグといったアップサイクル雑貨をクラウドファンディングやPOPUPストアで販売。



地域イベントやPOPUPストアで地域交流を実施

山口県では、レノファ山口FCとカンロの冠マッチの開催や光まつりへの参加、長野県では松本あめ市の参加やPOPUPストアの出店などで生産拠点の地域での交流を実施。



レノファ山口FCと
カンロ冠マッチ



松本PARCOでの
POPUPストア

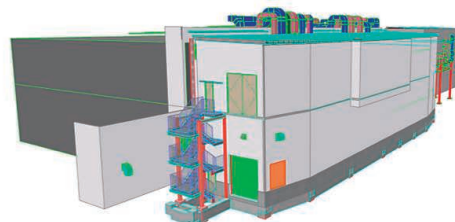
ヒトツブカンロと情報発信プラットフォームを新オープン

原宿神宮前交差点に2024年4月17日に開業する東急プラザ原宿「ハラカド」に直営店「ヒトツブカンロ」とリアルな情報発信の拠点となる「KanroPOCKeT ラボ」をオープン。ヒトツブカンロ原宿店限定の商品やファン向けイベントで顧客の拡大や顧客との関係性を深める施策を実施。



生産強化のための松本工場拡張グミ棟の稼働開始

年々高まっているグミのニーズに対応するために、松本工場のグミ棟の拡張に着手。2024年10月から稼働開始予定で松本工場のグミ生産能力は約30%アップ。



株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年12月31日 中間配当 毎年6月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
公告掲載方法	電子公告による (アドレス https://www.kanro.co.jp/) ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

お知らせ

- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金のお支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・配当金計算書について
配当金お支払の際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様については、同封の「配当金計算書」は「支払通知書」を兼ねておりません。税額や実際のお受取金額等につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。

第74期定時株主総会 会場のご案内



2024年3月28日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時
京王プラザホテル
南館5階「エミネンスホール」
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
TEL 03-3344-0111



交通機関のご案内

JR

A 新宿駅西口より徒歩5分

都営地下鉄

B 大江戸線都庁前駅B1出口よりすぐ



カンロ株式会社

〒163-1437 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティビル37階
TEL : 03-3370-8811 (代表)

<https://www.kanro.co.jp/>



UD
FONT